



一般廃棄物 収集運搬業 許可証
~~処分業~~

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社 京葉興業
代表取締役 鈴木 宏 和

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

令和3年1月20日付けで申請があつた一般廃棄物 収集運搬業 については、君津市廃棄物の 処分業

適正処理及び再利用等に関する条例第48条 第1項 の規定により、次のとおり許可する。
~~第3項~~

令和3年2月5日

君津市長 石 井 宏



許 可 番 号	君津市許可(一)第16号	
事務所及び事業場の 所 在 地	事 務 所	君津市君津1番地
	事 業 場	
事業の 範囲	収集・運搬又は 処分の別	一般廃棄物収集運搬業
	取扱廃棄 物の種類	活性汚泥
	営業区域・場所	君津市大和田污水处理場
処理施設等 の 所 在 地		
処理施設の 種類 及び処理能力		
許 可 期 限	令和5年2月7日	
許 可 条 件	裏面、許可業者遵守事項	
許 可 年 月 日	新規許可年月日	平成19年 2月 8日
	許可更新年月日	令和3年 2月 8日
	変更許可年月日	年 月 日
	再交付年月日	年 月 日

注

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

許可業者遵守事項（収集運搬）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨を十分に自覚し、善良なる管理者の立場で、関係法規並びに君津市の条例及び規則を厳守のうえ、業務の遂行にあたること。
- 2 君津市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する取扱要領を厳守すること。
- 3 取扱廃棄物の種類は、君津市大和田324 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所君津地区 大和田汚水処理場で発生する活性汚泥に限定する。
- 4 この許可により生ずる権利及び義務は、これを第三者に譲渡、委託、承継又は担保に供しないこと。
- 5 業務の遂行にあたって、市の処理施設等又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害賠償の責を負うこと。
- 6 君津市以外の市町村において、同業の無許可営業は絶対にしないこと。
- 7 許可期間中に当該事業が終了した場合には、必ず市に報告すること。
- 8 その他市で定める事項については、これを厳守すること。